

議案第4号

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 3月12日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町社会教育業務の多岐多様化に伴い、社会教育指導員を配置するにあたり、公民館長がその職務を兼務する場合、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

みやき町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年みやき町条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

公民館長		124,900	
------	--	---------	--

」

を

「

公民館長		124,900	
公民館長（社会教育指導員兼務の場合）		192,200	

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後				改正前					
別表(第2条、第3条関係) (単位：円)				別表(第2条、第3条関係) (単位：円)					
区分	報酬			費用弁償	区分	報酬			費用弁償
	年額	月額	日額			年額	月額	日額	
省 略				行政職給料表の2級以上の職員に適用する額	省 略				
公民館長		124,900			公民館長		124,900		
公民館長(社会教育指導員兼務の場合)		192,200			新 設				
省 略					省 略				
その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額				その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額			